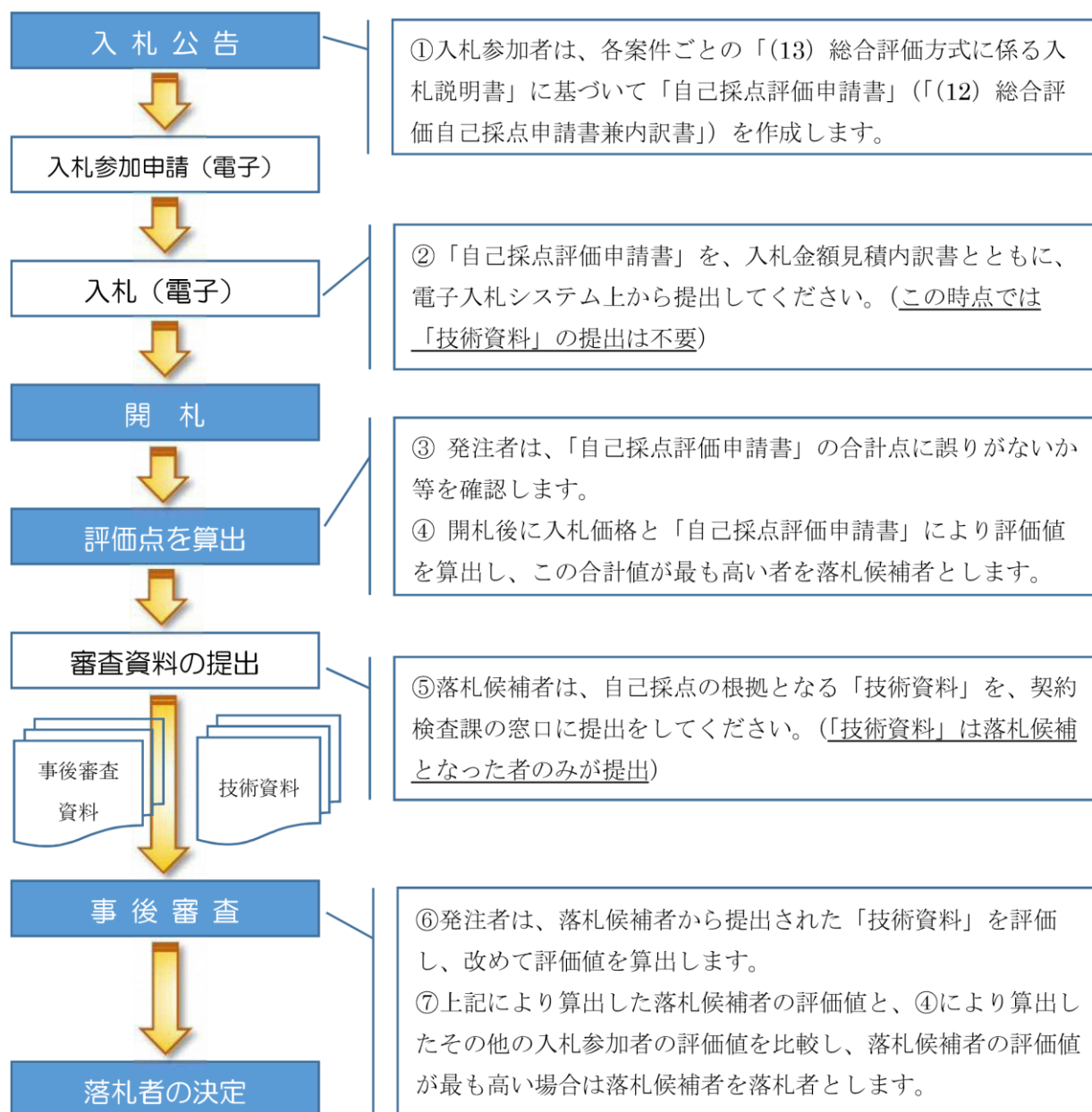


春日部市総合評価方式（自己採点型）のQ&A

【自己採点型全般】

Q1：手続きが良く分からないのですが？

A1：以下に、手続きの流れを示しますので参考にしてください。



⑧なお、技術資料の評価により落札候補者の評価値が変更となり、他の入札参加者の評価値を下回った場合は、新たな落札候補者を定めて上記の⑤以降の手続きを順次行っていきます。

Q 2：提出された自己採点結果と入札価格だけで落札者が決まるのですか？

A 2：総合評価の自己採点と入札価格で落札候補者が決まりますが、その後に自己採点の根拠となる技術資料を提出してもらい、これを評価した上で、落札者を決定します。
したがって、提出された自己採点結果と入札価格のみで落札者を決定するものではありません。（事後審査により落札者を決定します。）

Q 3：評価値の最も高い者が複数いる場合はどうするのですか？

A 3：電子入札システムの電子くじにより落札候補者を決定します。

Q 4：評価値の最も高い者が低入札だった場合はどうするのですか？

A 4：「春日部市建設工事低入札価格取扱要綱」に基づく調査を行った後、問題がなければ落札候補者とします。

Q 5：手続きが複雑そうだが、入札参加者にとってメリットは？

A 5：落札候補者のみに自己採点の根拠となる技術資料を提出してもらいますので、落札候補者以外の方の事務は大幅に軽減されると考えています。

Q 6：この方式を導入すると公告から落札者決定までの時間も短縮されるのですか？

A 6：公告から落札者決定までの時間は、若干短くなると想定しています。しかし、落札候補者の総合評価自己採点に誤りがあり新たな落札候補者を定める必要が生じた場合は、これまでよりも時間がかかることもあります。このため、総合評価自己採点の入札説明書等を良く理解して記載し、誤りがないよう努めてください。
なお、記載にあたっては、各公告の「落札候補者となった場合の提出書類」欄に、「【参考資料】技術資料作成マニュアル」を掲載しておりますので参考にしてください。

Q 7 : [1 / 3 失格基準] は自己採点評価申請書に基づき行われるのですか？

《 1 / 3 失格基準 》

技術評価の技術評価点が当該工事における技術評価点の最も高い入札参加者の 1 / 3 以下かつ技術評価点の順位が入札参加者の下位 1 / 3 以下である場合には「失格」とするもの。

A 7 : 自己採点型の総合評価では、1 / 3 失格基準は適用しません。

【自己採点評価申請書】

Q 8 : 自己採点は高めに申請した方が有利となるのですか？

A 8 : 仮に自己採点を意図的に高く申請して落札候補者となっても、提出された技術資料に基づき審査を行い、適正な評価値を発注者において算出しますので有利になることはありません。

なお、落札候補者となった者の自己採点に誤りがあり新たな落札候補者を定める必要が生じた場合は、改めて技術資料の提出を求め審査を行うため、落札決定までの時間が長くなってしまいますので適正な申請をお願いします。

Q 9 : 自己採点評価申請書はどのように提出するのですか？

A 9 : 「自己採点評価申請書」は、各案件ごとに、春日部市ホームページ上の公告の「(12) 総合評価自己採点申請書兼内訳書」欄に掲載してありますので、必ずそちらをダウンロードして使用してください。

また、こちらは内訳書のシートと同じファイルになっておりますので、入札時に電子入札システムにより、内訳書と併せて（同じファイルで）提出をしてください。

※この時点では、「技術資料」の提出は必要ありません。後日、開札の結果、落札候補者となった方に提出を求め、審査をおこなっていきます。

Q10：自己採点評価申請書は電子入札システム以外では受け付けないのですか？

A10：春日部市公共工事等電子入札運用基準7-1「紙入札による提出」の承認を得た場合については、システム以外の提出も可能です。提出期限内に入札書とともに持参してください。

Q11：自己採点評価申請書を提出せずに応札した場合はどうなるのですか？

A11：入札は無効として取り扱います。

Q12：自己採点評価申請書はどのように扱われるのですか？

A12：入札参加者から自己採点評価申請書が提出された後、

- ① 入札説明書で定めた評価項目以外の項目で採点を行っていないか
- ② 評価項目ごとに定めた配点を超える自己採点を行っていないか
- ③ 合計に誤りがないか

などを確認し、評価値を算出します。

Q13：自己採点申請書の再提出はできるのですか？

A13：入札書や総合評価の技術資料と同様に再提出は認めません。

Q14：自己採点を間違えた場合のペナルティはあるのですか？

A14：ペナルティは設けておりません。

Q15：自己採点申請書の入札参加者欄を空白で提出してしまいました。どのように評価されるのですか？

A 1 5 : 入札参加者欄は、自己採点申請書にとって重要な部分です。入札参加者名が確認できない場合、入札を無効として取り扱います。

Q 1 6 : 自己採点申請書の自己採点欄を空白で提出してしまいました。どのように評価されるのですか？

A 1 6 : 自己採点欄が空白の場合は、その項目を0点として扱います。

【配置予定技術者】

Q 1 7 : 「技術資料」に記載する配置予定技術者は、3人まで定めることができますか？

A 1 7 : 落札候補者となった場合に提出する「技術資料」では、配置予定技術者を3人まで定めることができます。このため、自己採点申請書を作成するときも同様に3人まで想定できます。

なお、3人を想定して自己採点申請書を作成する場合は、この中で評価値の一番低い者の得点を記入してください。

※また、配置予定技術者を2名以上定めた場合は、配置予定技術者に係る「技術資料」は、その人数分必要となりますのでご注意ください。

【技術資料】

Q 1 8 : 自己採点型の「技術資料」は郵送で提出してもよいのですか？

A 1 8 : 技術資料は事後審査書類と一緒に発注課所へ持参するものとしています。開札後、落札候補者となられた方に連絡を差し上げますので、事後審査書類と併せて契約検査課の窓口まで提出をお願いします。

Q 1 9 : 落札候補者が提出する書類には代表者印が必要ですか？

A 1 9 : 入札時に提出する自己採点申請書は代表者印が不要です。しかし、落札候補者となった後の自己採点申請書は『落札候補者用提出書』として、技術資料の表紙としてつづり込んでいただきますので、代表者印を押印する必要があります。

Q 2 0 : 自己採点申請書に間違いがあったので、技術資料は正しいものを提出することは可能ですか？

A 2 0 : 技術資料は正しいものを提出してください。ただし、技術資料の評価は、自己採点申請書において評価項目ごとに行った自己採点を上限として評価します。このため、自己採点申請書の得点を超える技術資料を提出していただいても、評価値が上がることはありません。

Q 2 1 : 提出した技術資料に誤りや不備があることに気づいたが、再提出や追加提出は可能ですか？

A 2 1 : 技術資料の再提出や追加提出は認められません。

Q 2 2 : 技術資料と入札参加資格等確認書類は同じ内容のものがあるが、両方に提出する必要があるのですか？

A 2 2 : 技術資料の評価と入札参加資格等確認書類の審査は別に行いますので、同じ内容でも両方に添付してください。

【一抜け方式について】（一抜け方式の対象となった案件のみ）

Q 2 3：総合評価方式（自己採点型）の案件のうち、「一抜け方式」となっているものがあるが、どのようにして落札者が決定されるのですか？

A 2 3：一抜け方式による入札は、あらかじめ公告上で、対象となる案件のグループ、及び落札決定順位等が定められており、上位の案件から順に落札候補者を決定していき、上位の案件で落札者となった者は下位の案件では失格となるというものです。

総合評価方式（自己採点型）の入札を一抜け方式とした場合、開札後に、落札候補者に対し「事後審査」と「技術資料の評価」を並行して行っていき、入札参加資格を満たし、且つ、自己採点の点数の減点による順位の変動がなければ落札決定となります。

ただし、総合評価の自己採点の点数から減点があり、上位の案件で順位が変動した場合、下位の案件の順位でも順位の変動があり（上位の案件で落札候補者でなくなった者が、一抜けにより失格となった下位の案件で落札候補者となる場合等により）、一度落札候補者となった案件で落札候補者でなくなる場合がありますのでご注意ください。

※一抜け方式の案件については、公告のページに別紙として「一抜け方式による入札について」を掲載していますのでこちらも参照してください。